

まめまめ通信

二〇一三年七月 第五号



司法書士高橋大治郎事務所から、耳寄りな情報を発信いたします。

まめまめ

未成年者と特別代理人

事例に学ぶ遺産分割 (その1)

先日夫が亡くなり、遺産の相続手続をしたのですが、相続人は、妻である自分と、未成年者の子二名です。遺産を分割するにはどうしたらいいのでしょうか。

未成年者が法律行為をするには、民法の規定により、**親権者**が未成年者を代理することになります(未成年者に意思能力がある場合には、親権者の同意を得て未成年者自

名が妻と共同で協議の上、遺産分割協議書を作成します。

特別代理人は、その相続手続に関して利害関係が無い者でなければなりませんので、事例の場合、具体的には、未成年者らの祖父母や叔父叔母などを候補者として申立てることができず。

事例のケース以外でも特別代理人の選任が必要な場合がいろいろあります。

例えば、**親権者が相続人でない場合**(例 未成年者が亡父を代襲して祖父の遺産を相続する場合)でも、未成年者が二名以上であれば、**親権者である母は未成年者の内一名のみを代理**し、他の未成年者については、特別代理人を選任する必要があります。

この場合、**家庭裁判所**に対し、**特別代理人**を未成年者ごとに選任する申立てをし、特別代理人二

名が妻と共同で協議の上、遺産分割協議書を作成します。

ちよっぴと息

豊岡市にある「床瀬そば」に行ってきました。

神鍋高原から北へ車で十五分程行った谷合の、「床瀬地区」にあるお蕎麦屋さんです。

囲炉裏でヤマメなどを焼いて食べるのも楽しい、人気のお店です。

編集長の長女は、今回がお蕎麦デビューです。

うどんや素麺など、「チルチル」が大好きな長女ですが、お蕎麦に関しては、手で掴むのが楽しいみたいで、遊んでばかりいて、編集長のお蕎麦は乾ききつてしまいました。



生前贈与で相続税対策② 配偶者控除の活用

平成二七年から相続税の基礎控除が三千万円+六百万円×法定相続人の数となり、相続税対象者が増える見込みです。

相続税対策として、有効に活用したいのが、「生前贈与」です。

例えば、婚姻期間二十年以上の夫婦間で居住用不動産の贈与の場合、基礎控除百十万円のほか、**最高二千万円**の配偶者控除があります。

相続開始前三年以内の贈与であっても、配偶者控除が適用された部分に関しては、**相続税の対象にならない**というのもポイントです。

特典を受けるには、戸籍謄本等必要書類を添付の上、贈与税の申告をすることが必要です。

ご興味がありましたら、当事務所までお問い合わせください。

地目変更登記について

市街化区域内の農地を 贈与したいというご相談をいただきました。

右のような農地を贈与する場合、一般的には、転用目的（住宅用地や露店駐車場用地など）を確認の上、**農業委員会に農地法五条の届出**をして、届出受理後、贈与による所有権移転登記手続きをします。

しかし、相談の案件では、過去に**農地法四条**の届出をして、造成工事をしたうえ、貸し露店駐車場として既に利用されていたのですが、土地の一画で畑を作っておられました。農地法第四条は、農地を地主自ら転用する手続、第五条は、譲受人が農地を転用する手続で、**似て非なるもの**です。

農地法第四条の転用届出手続きが完了した土地を譲渡するには、現実には、**地目変更登記**までする必要があります。

ます。

現況が貸し露店駐車場の土地の地目は「**雑種地**」となりませんが、土地の一部が畑の状態では、雑種地に地目変更登記手続きをすることができません。

相談の案件では、一部畑として利用していた箇所の整地工事をして、土地全体につき露店駐車場としての外形を整えた上で、雑種地に地目変更登記し、贈与の登記をすることで解決しました。

農地転用、地目変更などについてのご相談については、当事務所までお問い合わせください。

相談会情報

毎月第3土曜日、当事務所において、「**相続・遺言**」の相談会を開催しております（参加費不要）。

時間は、午前10時から午後三時までです。

なお、当日以外でも随時、ご相談受付中です。



ホームページに、「**まめまめ通信**」のバックナンバーを掲載しました。

約二箇月に一回（努力目標）のペースで発行している「**まめまめ通信**」ですが、いつも、セミナーや相談会の場で、最新号を手渡しでお配りしています。

バックナンバーにも耳寄りな情報が掲載されておりますので、**兵庫・姫路相続遺言相談室**のHPに掲載することになりました（姫路 相続」で検索。トップページのメニューから「事務所通信」をクリック。）。

(<http://www.himeji-sozo.ku.com>)

ご興味ある方は、ぜひご覧ください。

もちろん、印刷したバックナンバーをご希望の場合、お配りさせていただきます。

姫路ゆかたまつりに行ってきました。

長女と姪っ子連れて、**姫路ゆかたまつり**に行ってきました。

姫路城の守り神である**長壁神社**の夏祭りです。

すごい人ばかりで、暴れん坊の子供たちが迷子になりそうなので、すぐに帰ったのですが、神社にはお参りできました。

編集長の長女は未だ一歳なので、「**甚兵衛**」ですが、一つ年上の姪っ子は、可愛らしく**浴衣**を着こなしていました。

来年は、ウチの子にも浴衣を着せたいものです。
(編集長 高橋克彰)



司法書士・行政書士・土地家屋調査士
高橋大治郎事務所

所在：姫路市東延末三丁目18番地
JR 姫路駅から徒歩8分。駐車場有。

お電話でのご相談は、こちら…

フリーダイヤル そうぞく・いごん

0120-339-150

お電話お待ちしております。

WEBなら、「**姫路 相続**」で検索。
兵庫・姫路 相続遺言相談室

こんなお悩みありませんか？

- ◆トラブル防止に遺言を書きたい。
 - ◆不動産の名義変更をしたい。
 - ◆借金があり、相続放棄をしたい。
 - ◆生前贈与の相談をしたい。
- 等々、何でも気軽にご相談ください。

